

		特別管理物質 特化則第38条の3	特建必要 令第22条第2項
禁 止 物 質	石綿		○
	ベンジジン及びその塩		○
	ビス(クロロメチル)エーテル		○
	ペーターナフチルアミン及びその塩		○
	1 ジクロルベンジジン及びその塩		○
別 表 第 三 第 一 項	2 アルファーナフチルアミン及びその塩		○
	3 塩素化ビフェニル(別名PCB)		
	4 オルトトリジン及びその塩		○
	5 ジアニシジン及びその塩		○
	6 ベリリウム及びその化合物		○
	7 ベンゾトリクロリド		○
	1 アクリルアミド		
2 アクリロニトリル			
3 アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)			
3の2 インジウム化合物	○	○	
3の3 エチルベンゼン	○	○	
4 エチレンイミン	○	○	
5 エチレンオキシド	○	○	
6 塩化ビニル	○	○	
7 塩素			
8 オーラミン	○	○	
8の2 オルトトルイジン	○	○	
9 オルトフタロジニトリル			
10 カドミウム及びその化合物			
11 クロム酸及びその塩(鉱石からの製造に限る)	○	○	
11の2 クロロホルム	○		
12 クロロメチルメチルエーテル	○	○	
13 五酸化バナジウム			
13の2 コバルト及びその無機化合物	○	○	
14 コールタール	○	○	
15 酸化プロピレン	○	○	
15の2 三酸化ニアンチモン	○	○	
16 シアン化カリウム			
17 シアン化水素			
18 シアン化ナトリウム			
18の2 四塩化炭素	○		
18の3 1, 4-ジオキサン	○		
18の4 1, 2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	○		
19 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	○	○	
19の2 1, 2-ジクロロプロパン	○	○	
19の3 ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	○	○	
19の4 ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)	○	○	
19の5 1, 1-ジメチルヒドラジン	○	○	
20 臭化メチル			
21 重クロム酸及びその塩	○	○	
22 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)			
22の2 スチレン	○		
22の3 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	○		
22の4 テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	○		
22の5 トリクロロエチレン	○		
23 トリレンジイソシアネート			
23の2 ナフタレン	○	○	
23の3 ニツケル化合物(24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)	○	○	
24 ニツケルカルボニル	○	○	
25 ニトログリコール			
26 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	○	○	
27 パラ-ニトロクロルベンゼン			
27の2 砒(び)素及びその化合物(アルシシ及び砒(び)化ガリウムを除く。)	○	○	
28 弗(ふつ)化水素			
29 ペータープロピオラクトン	○	○	
30 ベンゼン	○	○	
31 ペンタクロルフエノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩			
31の2 ホルムアルデヒド	○		
32 マゼンタ	○	○	
33 マンガン及びその化合物			
33の2 メチルイソブチルケトン	○		
34 沃(よう)化メチル			
34の2 溶接ヒューム			
34の3 リフラクトリーセラミックファイバー	○	○	
35 硫化水素			
36 硫酸ジメチル			